

說 明 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

令和7年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 駐車場等に係る通勤手当	41
その4 交通用具の使用距離別職員数	43
第9表 職員数の推移	45
第10表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の 適用給料表別、級別人員	46
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和7年と平成27年との比較)	47

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	48
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	49
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	50
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	51
その1 給与比較の対象職種	51
その2 給与比較の対象外職種	59
その3 再雇用者	61
第15表 民間における初任給の改定状況	62
第16表 民間における住宅手当の支給状況	63
第17表 民間における通勤手当の支給状況	64
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	64
その2 距離段階別定額制を設定している民間事業所における 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	64
その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場 利用に係る通勤手当の支給状況	65
その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場 利用に係る通勤手当の月額支給の状況	65
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	66
第19表 民間における定年制の状況等	67
その1 定年制の状況	67
その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	67
その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における 60歳を超える従業員の年間給与水準	67

3 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法	69
第20表 静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	70
第21表 家計指標の推移	71

4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	73
-------------	----

5 本県職員の給与水準関係資料

第23表 ラスパイレス指数の全国順位	75
第24表 平均給与月額による全国順位	75
第25表 平均給与月額の状況	75

6 人事院勧告の概要

	77
--	----

1 県職員給与関係資料

令和7年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査時期

令和7年4月1日

(3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和7年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,379人）、暫定再任用職員（1,076人）並びに臨時的任用職員（1,608人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）（企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）（企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和 7 年 4 月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和 7 年 4 月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県企画部電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、第 10 表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和 7 年 4 月 1 日に在職する者について、第 1 表及び第 9 表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 37 号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年静岡県条例第 25 号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 14 年静岡県条例第 47 号）

エ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（企業職員及び静岡がんセンター事業職員に限る。）

オ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（企業職員及び静岡がんセンター事業職員に限る。）

※ 令和 6 年の職員の給与等に関する報告及び勧告においては、職員の給与に関する条例附則第 14 項、静岡県教職員の給与に関する条例附則第 14 項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例附則第 15 項により給料月額が決定される職員を含んで職員数を算出したが、国の人事院勧告における「国家公務員給与等実態調査」と基礎データを合わせるため、当該職員を除いて再集計を行った。

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区 分 給料表	職 員 数	年 齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行 政 職	6,088 (6,111)	41.8 (42.0)	19.6 (19.9)	0.7 (0.7)	345,444 (338,724)	368 (383)	
研 究 職	317 (311)	42.2 (42.9)	19.2 (19.9)	0.8 (0.9)	400,622 (395,115)		
医 療 職（１）	26 (24)	44.1 (45.7)	19.8 (21.9)	0.4 (0.4)	475,812 (476,862)		
医 療 職（２）	271 (266)	41.7 (41.8)	18.4 (18.4)	0.7 (0.7)	363,753 (356,721)	2,213 (2,088)	
医 療 職（３）	106 (100)	37.0 (37.3)	14.2 (14.5)	0.1 (0.1)	333,284 (322,599)	888 (1,074)	
福 祉 職	113 (108)	37.7 (38.3)	14.8 (15.4)	0.6 (0.6)	324,040 (319,217)	37,991 (39,319)	
大 学 教 育 職	43 (44)	53.4 (53.4)	30.9 (30.0)	1.0 (1.2)	476,509 (462,767)		
高 等 学 校 等 教 育 職	5,960 (6,133)	43.0 (43.0)	20.2 (20.2)	0.8 (0.8)	382,052 (373,970)	4,374 (4,282)	13,664 (13,398)
中 学 校 小 学 校 教 育 職	8,587 (8,707)	40.9 (41.1)	18.2 (18.4)	0.7 (0.7)	368,649 (359,975)	1,435 (1,341)	12,841 (12,521)
公 安 職	6,067 (6,112)	39.0 (38.9)	18.1 (18.0)	1.3 (1.3)	354,050 (343,130)	43 (49)	
全 職	27,578 (27,916)	41.2 (41.3)	19.0 (19.1)	0.8 (0.9)	363,481 (355,041)	1,663 (1,630)	6,951 (6,849)

（注）１ （ ）内は、前年の調査結果（再集計後）

２ 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特地勤務（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特

３ 定年年齢が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与に関する条例附則第14項、静岡県給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下第9表まで及び第11表において同じ）。

(令和 7 年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	<u>7 年 4 月</u> <u>6 年 4 月</u>	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特勤勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,534 (8,244)	15,607 (13,702)	9,185 (9,116)	7,661 (7,670)	386,799 (377,839)	102.4	65,573 (67,077)	452,372 (444,916)
9,751 (9,960)	17,399 (15,300)	8,878 (8,451)	11,888 (11,730)	448,538 (440,556)	101.8	51,337 (52,714)	499,875 (493,270)
5,269 (5,021)	84,750 (87,357)	52,846 (64,100)	13,708 (19,346)	632,385 (652,686)	96.9	187,966 (217,616)	820,351 (870,302)
8,417 (7,739)	15,671 (13,912)	3,233 (3,821)	8,797 (8,171)	402,084 (392,452)	102.5	69,080 (70,593)	471,164 (463,045)
1,575 (1,645)	14,506 (12,164)	3,269 (3,465)	4,860 (6,154)	358,382 (347,101)	103.3	57,123 (53,794)	415,505 (400,895)
7,593 (6,977)	15,339 (13,524)		10,901 (10,803)	395,864 (389,840)	101.5	87,684 (92,466)	483,548 (482,306)
13,895 (13,602)	20,980 (18,173)	15,158 (14,814)	11,833 (9,177)	538,375 (518,533)	103.8	36,372 (30,741)	574,747 (549,274)
10,030 (9,267)	17,176 (14,969)	3,783 (3,668)	7,989 (8,041)	439,068 (427,595)	102.7	29,034 (28,945)	468,102 (456,540)
8,691 (7,819)	16,502 (14,334)	5,834 (5,779)	6,119 (6,182)	420,071 (407,951)	103.0	16,159 (16,590)	436,230 (424,541)
15,036 (14,023)	15,913 (13,818)	2,451 (2,421)	6,614 (6,521)	394,107 (379,962)	103.7	86,090 (84,274)	480,197 (464,236)
10,324 (9,593)	16,382 (14,287)	5,421 (5,355)	7,096 (7,105)	411,318 (399,860)	102.9	46,803 (46,714)	458,121 (446,574)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別
別手当及び在宅勤務等手当

県教職員の給与に関する条例附則第 14 項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例附則第 15 項によ

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額
技 能 労 務 職		人 85 (84)	歳 43.8 (44.6)	年 25.5 (26.4)	人 0.6 (0.7)	円 304,135 (300,994)	円 3,872 (2,992)	円
企 業 職		118 (118)	45.8 (45.6)	23.2 (23.0)	0.9 (1.1)	363,622 (357,658)		
静岡がんセンター	事 業 職	70 (75)	41.3 (40.6)	18.4 (17.7)	0.8 (0.6)	343,760 (329,323)		
	研 究 職	6 (6)	49.6 (48.6)	25.5 (24.5)	1.7 (1.5)	488,436 (474,994)		
	医 療 職（１）	180 (182)	46.1 (46.1)	22.4 (22.4)	1.4 (1.7)	518,436 (511,328)		
	医 療 職（２）	184 (186)	39.1 (38.9)	16.5 (16.3)	0.7 (0.7)	343,452 (331,517)		
	医 療 職（３）	625 (631)	38.7 (38.4)	16.2 (15.9)	0.5 (0.5)	337,572 (326,049)	9,925 (9,922)	
	任期付企業研究員	9 (8)	66.9 (66.6)			481,679 (461,816)		
全 職		1,277 (1,290)	41.2 (41.0)	18.4 (18.5)	0.7 (0.8)	366,158 (355,687)	5,115 (5,044)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	7 年 4 月 6 年 4 月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
7,100 (8,012)	13,076 (12,268)		6,664 (5,708)	334,847 (329,974)	101.5	31,796 (28,786)	366,643 (358,760)
11,191 (12,788)	16,321 (14,017)	8,964 (8,400)	6,341 (6,074)	406,439 (398,937)	101.9	83,473 (76,226)	489,912 (475,163)
10,350 (7,200)	15,551 (12,679)	4,394 (6,171)	6,380 (6,400)	380,435 (361,773)	105.2	93,877 (100,454)	474,313 (462,227)
21,000 (16,750)	21,141 (18,194)		5,000 (5,000)	535,577 (514,938)	104.0	98,130 (97,351)	633,707 (612,289)
17,000 (18,082)	86,622 (85,777)	5,957 (6,696)	8,817 (8,225)	636,832 (630,108)	101.1	681,614 (700,041)	1,318,446 (1,330,149)
8,505 (7,594)	14,625 (12,584)	476 (1,012)	4,614 (5,415)	371,672 (358,122)	103.8	64,036 (77,118)	435,708 (435,240)
6,930 (5,969)	14,744 (12,683)	858 (850)	7,357 (7,410)	377,386 (362,883)	104.0	85,852 (76,229)	463,238 (439,112)
	19,990 (17,087)			501,669 (478,903)	104.8	38,950 (36,685)	540,619 (515,588)
9,186 (8,747)	25,005 (23,111)	2,397 (2,632)	6,911 (6,883)	414,772 (402,104)	103.2	163,033 (162,414)	577,805 (564,518)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区 分 給料表	職 員 数	構 成 比	学 歴 別			
			大 学 卒		短 大 卒	
	人	%	人	%	人	%
行 政 職	6,088 (6,111)	22.1 (21.9)	4,826 (4,764)	79.3 (78.0)	106 (112)	1.7 (1.8)
研 究 職	317 (311)	1.1 (1.1)	311 (302)	98.1 (97.1)	2 (2)	0.6 (0.6)
医 療 職 (1)	26 (24)	0.1 (0.1)	26 (24)	100.0 (100.0)		
医 療 職 (2)	271 (266)	1.0 (0.9)	263 (259)	97.0 (97.4)	8 (7)	3.0 (2.6)
医 療 職 (3)	106 (100)	0.4 (0.4)	103 (99)	97.2 (99.0)	3 (1)	2.8 (1.0)
福 祉 職	113 (108)	0.4 (0.4)	110 (107)	97.3 (99.1)	3 (1)	2.7 (0.9)
大 学 教 育 職	43 (44)	0.2 (0.1)	43 (42)	100.0 (95.5)	0 (2)	0.0 (4.5)
高 等 学 校 等 教 育 職	5,960 (6,133)	21.6 (22.0)	5,722 (5,884)	96.0 (96.0)	182 (192)	3.1 (3.1)
中 学 校 小 学 校 教 育 職	8,587 (8,707)	31.1 (31.2)	8,376 (8,481)	97.5 (97.4)	211 (226)	2.5 (2.6)
公 安 職	6,067 (6,112)	22.0 (21.9)	2,892 (2,885)	47.7 (47.2)	34 (36)	0.6 (0.6)
計	27,578 (27,916)	100.0 (100.0)	22,672 (22,847)	82.2 (81.8)	549 (579)	2.0 (2.1)

(注) () 内は、前年の調査結果 (再集計後)

(令和7年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,139	18.7	17	0.3	3,832	62.9	2,256	37.1
(1,216)	(19.9)	(19)	(0.3)	(3,900)	(63.8)	(2,211)	(36.2)
4	1.3			246	77.6	71	22.4
(7)	(2.3)			(253)	(81.4)	(58)	(18.6)
				18	69.2	8	30.8
				(18)	(75.0)	(6)	(25.0)
				128	47.2	143	52.8
				(127)	(47.7)	(139)	(52.3)
				7	6.6	99	93.4
				(6)	(6.0)	(94)	(94.0)
				54	47.8	59	52.2
				(55)	(50.9)	(53)	(49.1)
				36	83.7	7	16.3
				(38)	(86.4)	(6)	(13.6)
56	0.9			3,250	54.5	2,710	45.5
(57)	(0.9)			(3,356)	(54.7)	(2,777)	(45.3)
				4,176	48.6	4,411	51.4
				(4,267)	(49.0)	(4,440)	(51.0)
3,140	51.7	1	0.0	5,412	89.2	655	10.8
(3,191)	(52.2)	(0)	(0.0)	(5,479)	(89.6)	(633)	(10.4)
4,339	15.7	18	0.1	17,159	62.2	10,419	37.8
(4,471)	(16.0)	(19)	(0.1)	(17,499)	(62.7)	(10,417)	(37.3)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1	3	1				1	1	
3		1	3	1				6	3	
4		1	8					17	7	15
5			3	1				30	34	
6		1	22	1				33		
7		1	4	1						
8		28	14	1						
9	14	5	3							
10		8	100	3						
11		2	4	1						
12	7	125	14	2						
13	1	9	7	2						
14	2	12	42	8			5			
15		3	15	5			77			
16	7	109	23	6			33			
17		13	8	7			13			
18	2	11	120	13		1	25			
19	2	7	10	13			9			
20	4	24	32	19			4			
21	2	12	14	13			20			
22	3	119	97	26			6			
23		7	14	26			10			
24	12	35	32	23			8			
25	2	11	17	18			4			
26	4	108	87	25			3			
27		4	20	15	1		2			
28	8	4	42	42		1				
29	151	2	19	14			4			
30	2	5	60	16		1	5			
31		3	27	15			1			
32	119	4	30	56		1				
33	8	4	15	14		1				
34	6	6	46	30		2	1			
35	2	1	33	11	1	2	1			
36	129	1	35	37						
37	19	3	11	17		1	2			
38	6	5	28	32		27				
39	1	1	13	10		65				
40	3	1	16	34		33				
41	3	2	5	11		32				
42	6	3	16	20		45				
43	1		4	11	2	87				
44	5	2	10	34	4	56				
45	1	1	4	34	4	21				
46	1		8	31	5	32				
47	1	1	3	18	2	49				
48	1	1	6	25	7	45				
49	1	2	4	27	11	27				
50	2	1	3	17	5	17				
51			4	18	8	22				
52		2	3	26	12	25				
53			2	23	15	22				
54		1	1	22	18	17				
55			3	17	19	21				
56			9	29	15	13				
57		2	4	30	13	15				
58		2	2	20	15	7				
59		1		16	17	13				
60		1	2	33	31	12				
61		2	2	24	26	5				
62			4	30	22	6				
63			4	25	21	7				
64			1	24	36	1				

(令和7年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
65			1	16	24	15				
66			3	20	20	4				
67			2	13	13	8				
68			1	11	15	8				
69		1	1	9	32	1				
70		1	1	7	23	8				
71				18	29	5				
72			1	12	23	6				
73			1	13	29	40				
74			1	6	32					
75				20	22					
76			2	11	28					
77		1	1	13	16					
78			3	8	28					
79			1	15	9					
80		1	2	8	15					
81			1	6	20					
82				9	17					
83			2	12	20					
84				9	24					
85			1	8	14					
86				11	18					
87				15	14					
88				7	6					
89			3	5	9					
90			1	3	7					
91			2	9	3					
92				4	10					
93			2	54	42					
94			2							
95			1							
96			3							
97										
98			4							
99			2							
100			1							
101			1							
102			3							
103			2							
104			2							
105			2							
106										
107			2							
108			3							
109			11							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	538 (8.8)	725 (11.9)	1,270 (20.9)	1,476 (24.3)	872 (14.3)	827 (13.6)	233 (3.8)	87 (1.4)	45 (0.7)	15 (0.3)
総計										6,088 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 2 3 4	人	人	人 6 1 2 2	人 3	人	人
5 6 7 8		8	1 1 1 6	1	1 29 3	
9 10 11 12		3	3	2	1	
13 14 15 16		2	3 3 2	3 1 2	1	
17 18 19 20		3 1 5	1 4 1 6	1 2 2 2		
21 22 23 24		2 3	4 3 4	2 1 1 2		
25 26 27 28		1 1 1	1 4 2	2 1 1		
29 30 31 32		1 1 8		3 1		
33 34 35 36		2	2 1 1 1	1 1 3 6		
37 38 39 40			1	2 2 1 3		
41 42 43 44				1 2		
45 46 47 48				1 5 1 2		
49 50 51 52				1 1 3		
53 54 55 56			1	2 4 2		
57 58 59 60				75		
61 62 63 64			1			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		51 (16.1)	77 (24.3)	154 (48.6)	35 (11.0)	
					総計	317 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4				1	1
5				3	
6				2	
7					
8		1			
9	4			5	
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		1			
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24	1				
25					
26					
27					
28	1				
29	2				
30					
31					
32	1				
33					
34	1				
35					
36					
37					
38		1			
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	10 (38.5)	4 (15.4)		11 (42.3)	1 (3.8)
				総計	26 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2						1	
3				1		1	
4				4		1	
5							
6							
7				1		2	
8			6	1		1	
9			2			3	
10				1	1	3	
11			1			1	1
12		1	3	3	1		
13			1		1	3	
14					1	2	2
15				1		1	6
16			1	4	2	3	1
17		7		1	1	3	1
18				2		2	1
19						3	
20		6		6	3	1	2
21	1			1	3	1	1
22				1	3	4	1
23		1		2	3	6	3
24		4		8	1		5
25					1	2	
26		1		1	4	4	3
27				1	1	5	3
28				7	1	2	2
29					1	3	
30							
31				1		3	
32				3			
33				1		1	
34						1	
35				1		2	
36				1		5	
37				1		2	
38						3	
39				1			
40					1	3	
41							
42					2	1	
43						3	
44							
45						1	
46						3	
47						4	
48						1	
49						2	
50						1	
51						1	
52							
53							
54				1		1	
55				1		2	
56						1	
57						1	
58							
59						2	
60							
61						9	
62							
63							
64							
65				1			
66				1			
67							
68							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69							
70							
71							
72							
73					1		
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85				1			
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1 (0.4)	20 (7.4)	14 (5.2)	61 (22.5)	32 (11.8)	111 (40.9)	32 (11.8)
						総計	271 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6				3			
7							
8							
9							
10			4				
11							
12			1	1			
13							
14			1	3			
15		6	1				
16			1				
17							
18		7		4			
19				2			
20					1		
21				2			
22		3			2		
23		1		1			
24							
25		1					
26		2					
27							
28					1		
29							
30		6		2			
31							
32				1	3		
33						2	
34		6		2		4	
35							
36						1	
37					1		
38				1		1	
39				2			
40							
41							
42					1	1	
43						1	
44							
45						1	
46							
47							
48							
49					1		
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59					1		
60					2		
61					2		
62							
63					2		
64							
65							
66							
67							
68							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69							
70					1		
71					2		
72							
73							
74							
75				1	1		
76							
77							
78							
79							
80					1		
81							
82					1		
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89					8		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		32 (30.2)	7 (6.6)	25 (23.6)	31 (29.2)	11 (10.4)	
						総計	106 (100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9		1				
10						
11		1				
12		5				
13						
14						
15		1				
16		4				
17						
18						
19		2				
20		1				
21						
22						
23						
24		3				
25	3					
26		1				
27		1				
28	5	3				
29	1	2				
30						
31						
32	3	1				
33	2			1		
34				2		
35						
36		2				
37						
38						
39						
40		1				
41				2	2	
42		1		1	1	
43						
44		4		1	1	
45			1	1		
46		1	1			
47		1				
48		1		2		
49				1		
50				2		
51		1		2		
52		3				
53			1			
54		2				
55			1		1	
56		1		1		
57		1	1	1		
58						
59		1				
60		1		1		
61						
62				1		
63		1	1	1		
64				1		
65						
66						
67		1				
68				1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69				1		
70						
71						
72			1			
73				1		
74						
75				1		
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83				1		
84						
85				1		
86						
87						
88				1		
89				5		
90						
91		1				
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117		3				
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137 138 139 140						
141 142 143 144						
145 146 147 148						
149 150 151 152						
153						
計	14 (12.4)	54 (47.8)	7 (6.2)	33 (29.2)	5 (4.4)	
					総計	113 (100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				1
3				5
4				3
5				2
6				9
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19			1	
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40			1	
41				
42			1	
43			1	
44				
45				
46				
47		1		
48		1		
49				
50			1	
51		1		
52				
53				
54				
55				
56			2	
57		2		
58	1			
59				
60	1			
61				
62				
63				
64		1		
65				
66				
67				
68				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70				
71			1	
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			2	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101		2		
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	2 (4. 7)	8 (18. 6)	12 (27. 9)	21 (48. 8)
			総計	43 (100. 0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		77		
6				1
7				
8	1	55		
9		12		2
10		3		3
11		1		2
12	1	66		7
13		8		10
14		7		12
15		9		9
16		15		17
17	1	29		9
18	1	60		8
19	1	6		5
20		26		6
21		26		6
22		63		2
23		9		
24		21		1
25		10		4
26		74		2
27	3	7		1
28	1	21		1
29		24		
30	2	82		1
31	1	3		
32		31		
33	1	13		
34	1	92		
35		13		
36	3	27		
37	1	23		
38	3	82		
39		17		
40	2	22		
41	3	18	2	
42	1	18	10	
43		6	19	
44	1	88	13	
45		15	10	
46	3	31	13	
47		17	12	
48	1	12	19	
49	3	4	17	
50	5	101	10	
51		9	13	
52	1	30	16	
53	2	28	8	
54	2	39	16	
55	2	12	19	
56	1	55	6	
57		30	13	
58	2	50	10	
59	3	27	2	
60	2	33	5	
61		21	12	
62		43	4	
63		9	3	
64	1	18	2	
65	1	14	3	
66		27	2	
67		13	1	
68	3	50		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		18	1	
70		69		
71	1	11		
72		49		
73		19		
74	2	37		
75		15		
76	1	53		
77		22		
78	1	33		
79		17		
80	2	58		
81		17		
82		40		
83		25		
84		42		
85		27		
86	2	23		
87		24		
88		56		
89		26		
90	2	38		
91	3	40		
92	2	56		
93	2	25		
94	3	44		
95		41		
96	3	56		
97		20		
98	1	32		
99	1	39		
100		65		
101	1	27		
102		46		
103		45		
104	3	64		
105	3	34		
106		39		
107	1	46		
108		61		
109	3	28		
110		49		
111	1	35		
112		44		
113	1	30		
114	1	38		
115	1	34		
116		10		
117	1	20		
118	1	58		
119		25		
120		37		
121		42		
122	1	58		
123		35		
124		46		
125	1	53		
126		29		
127		48		
128		24		
129		56		
130		29		
131		41		
132		41		
133		49		
134	1	37		
135		54		
136		26		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		42		
138		32		
139		47		
140		46		
141		54		
142		41		
143		57		
144		60		
145		70		
146		89		
147		122		
148		92		
149		305		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	106 (1.8)	5,484 (92.0)	261 (4.4)	109 (1.8)
			総計	5,960 (100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					1
2					2
3					18
4					28
5					43
6					43
7					31
8					38
9					29
10					35
11					32
12					21
13					20
14					12
15		180			12
16					10
17					14
18		1			8
19		152			7
20		26			13
21		5			7
22		4			12
23		159			2
24		19			2
25		9			2
26		5			1
27		39			3
28		20			
29		137			
30		7			3
31		58			
32		19			1
33		169			
34		5			
35		44			
36		12			
37		178			
38		8			
39		36			
40		27			
41		195			
42		18			
43		38			
44		25			
45		186			
46		7			
47		46			
48		42			
49		185			
50		16			
51		29			
52		28			
53		18	1	1	
54		9		1	
55		175		2	
56		13			
57		51		2	
58		16	1	3	
59		15		6	
60		13		7	
61		188		70	
62		12	3	10	
63		43	1	6	
64		48	3	40	
65		123	1	8	
66		11	9	8	
67		69	1	46	
68					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		37	9	11	
70		95	5	18	
71		15	3	28	
72		65	4	17	
73		24	7	13	
74		48	3	34	
75		16	10	8	
76		27	7	21	
77		15	5	22	
78		77	4	6	
79		16	1	10	
80		79		12	
81		39	3	5	
82		108	2	8	
83		21	6	11	
84		85		6	
85		38	1	1	
86		37	2	1	
87		24		4	
88		68	1	3	
89		19	2	4	
90		59	1	7	
91		28	1	3	
92		88		2	
93		23		3	
94		75			
95		29	1		
96		35			
97		20	2		
98		31			
99		16			
100		8			
101		57			
102		12			
103		49			
104		39			
105		92			
106		37			
107		66			
108		46			
109		77			
110		44			
111		65			
112		41			
113		80			
114		41			
115		52			
116		34			
117		69			
118		35			
119		32			
120		16			
121		24			
122		9			
123		47			
124		46			
125		56			
126		24			
127		39			
128		50			
129		49			
130		23			
131		30			
132		34			
133		13			
134		13			
135		51			
136		27			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		33			
138		32			
139		33			
140		32			
141		42			
142		43			
143		29			
144		32			
145		34			
146		30			
147		18			
148		31			
149		33			
150		43			
151		35			
152		37			
153		28			
154		49			
155		25			
156		60			
157		56			
158		63			
159		69			
160		77			
161		67			
162		95			
163		108			
164		103			
165		412			
計		7,571 (88.2)	100 (1.2)	468 (5.4)	448 (5.2)
				総計	8,587 (100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4						1				
5						1			36	
6										
7						1				
8										
9	62									
10		2		1						
11	4		1							
12	48	56	1		1					
13	6	3			1					
14	3	8	3		1					
15	9	2		1	1	1				
16	49	32	4		3					
17	2	75	1							
18	7	13	2	1	3	2				
19	4	7	2			1	1			
20	1	115	6	1	4	1	2			
21	4	10	1	1	1	1				
22	3	25	6		3	6				
23		7	3			1	1			
24	3	108	11	2	9					
25	3	7	2	1	4	1				
26	1	21	2	3	7	3	1			
27	4	9	3	1	2	1	1			
28	1	95	12	6	8		1			
29	2	7	3	3	4	2		6		
30		28	11	4	17	1	1	2		
31	1	15	5	1	6	1		17		
32	1	84	13	9	7	3	2	7		
33	2	8	2	1	7	1		1		
34		27	9	14	12	1	2	1		
35		9	3	7	9	1		3		
36		45	17	10	10	1	3			
37	1	10	5	4	9	1	2	3		
38		34	14	20	10	2	2	2		
39	4	13	8	13	9	1	1	5		
40	2	50	22	25	12	2	8			
41	1	14	7	7	9	3	7			
42		26	20	32	20	4	5	2		
43	2	7	5	11	18	2	20	2		
44		41	24	27	23	6	6			
45		8	6	8	18	5	3	1		
46	4	21	18	32	15	4	6	1		
47		11	9	10	13	3	6	2		
48		52	33	35	19	3	6	1		
49		6	5	11	25	2	8	1		
50		32	21	35	13	2	6			
51		9	8	21	14	5	5			
52		30	31	51	26	4	11			
53		13	3	12	22	5	6			
54		28	16	39	20	4	7			
55		12	7	19	13	2	6			
56		33	29	48	21	10	5			
57		7	11	23	18	2	11			
58		17	24	37	24	1	6			
59		7	9	10	20	2	5			
60		25	24	29	30	8	2			
61		14	15	15	33	1	8			
62		25	19	43	26	1	10			
63		11	6	17	23	1	4			
64		23	27	25	27	7	5			
65		5	14	23	29		2			
66		21	22	34	19	3	6			
67		9	8	20	21	3	6			
68		28	19	32	16	4	4			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
69		11	7	17	14	4	5			
70		14	15	29	13	2	4			
71		3	11	18	16	4				
72		8	16	34	21	5	3			
73		4	14	27	13	3	24			
74		9	16	17	16	1				
75		3	3	20	11	1				
76		5	15	22	14	5				
77		3	1	27	14	2				
78		3	8	22	14	2				
79		1	7	25	19	2				
80		1	12	23	15	1				
81			5	17	19	17				
82		1	7	17	12	3				
83			8	21	12	2				
84			6	16	18	6				
85			4	16	8	27				
86			6	10	17					
87			5	9	13					
88			3	8	14					
89			1	13	10					
90			5	12	10					
91			4	10	10					
92			2	13	9					
93			4	17	239					
94			4	14						
95			2	12						
96			4	16						
97			4	7						
98			1	18						
99			4	7						
100			1	10						
101			3	7						
102			4	7						
103			4	7						
104			2	11						
105				12						
106			2	8						
107			3	2						
108			1	4						
109			1	3						
110				11						
111			1	2						
112			1	12						
113				8						
114			1	6						
115			1	4						
116			2	4						
117			1	2						
118				8						
119				8						
120			1	4						
121				79						
122										
123			1							
124										
125										
126										
127			1							
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
137 138 139 140			1							
141			1							
計	234 (3.9)	1,526 (25.1)	849 (14.0)	1,588 (26.2)	1,306 (21.5)	222 (3.7)	246 (4.0)	59 (1.0)	37 (0.6)	
									総計	6,067 (100.0)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行 政 職	研 究 職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
17 歳以下	人	人	人	人	人
18 歳	12				
19	9				
20	9				
21	14				
22	152	7			5
23	132	6			7
24	149	7		5	4
25	146	7	2	6	5
26	160	10	1	7	9
27	169	4	2	4	6
28	188	5		3	1
29	168	10	4	9	2
30	179	7	1	8	5
31	165	6	1	5	5
32	165	11		7	2
33	171	13	1	10	5
34	151	14	1	9	1
35	140	6		10	1
36	153	7		3	2
37	141	6		11	4
38	132	7		12	1
39	111	13		8	4
40	107	7		7	1
41	116	5	1	15	1
42	98	6		6	
43	108	6		12	1
44	125	8		12	1
45	142	8		10	2
46	138	8		8	2
47	124	5		10	
48	139	2		5	3
49	133	11	1	8	4
50	186	5		7	3
51	183	11	1	8	1
52	203	10	1	13	2
53	204	11		5	4
54	193	12		7	1
55	238	10		4	1
56	218	12		4	4
57	217	11		5	3
58	182	15		4	3
59	218	8		4	
60			2		
61					
62			1		
63			3		
64			1		
65			1		
66～69			1		
70 歳以上					
計	6, 088	317	26	271	106

(令和7年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
	人	人	人	人	人
				58	70
		1		57	67
		1		66	76
		1		73	88
3		74	169	127	537
5		69	187	148	554
6		98	198	162	629
5		111	209	156	647
4		117	237	160	705
5		124	243	140	697
3		129	269	144	742
5		144	248	142	732
4		150	285	156	795
3		166	279	136	766
4		171	263	149	772
5		157	268	171	801
3		149	258	189	775
3	2	152	241	167	722
		164	261	186	776
1		175	215	196	749
4		139	229	196	720
4		129	235	200	704
1		153	240	202	718
2	1	146	225	203	715
3	2	160	202	192	669
5	3	153	201	196	685
4	1	170	184	186	691
4	3	157	189	197	712
1	1	151	185	186	680
1	1	151	182	174	648
2	1	178	159	165	654
3	1	172	171	138	642
2		191	194	132	720
1	1	195	210	125	736
4	1	229	207	156	826
4	2	189	200	112	731
3	1	159	188	89	653
	3	159	233	92	740
1		186	273	85	783
3	1	180	279	87	786
	6	200	276	76	762
2		240	278	94	844
	2	1	8	1	14
	2	3	1		6
	4	4	1		10
	3	2	1		9
		1	3		5
		3	1		5
		4	2		7
	1	2			3
113	43	5,960	8,587	6,067	27,578

第5表 扶養親族数別職員数

(令和7年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知 事	教 委	警 察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人	人	人	人
1 人	722	1,820	879	3,421	971
2 人	774	2,276	1,256	4,306	1,257
3 人	383	1,211	1,062	2,656	1,644
4 人	73	310	333	716	622
5 人	5	28	44	77	70
6 人 以 上	2	2	4	8	7
計	1,959	5,647	3,578	11,184	4,571

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

機関等 区分	本 庁	出 先 機 関	受 給 者
1 種	部 長	機 関 の 長	人 61
2 種	局 長	機 関 の 長	125
3 種	課 長	機 関 の 長	341
4 種	課 の 参 事	機関の長、次長、参事	516
5 種		校 長	309
6 種		校 長 、 教 頭	423
7 種		教 頭	403
8 種		学 校 の 部 主 事	90
計			人 2,268
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 月 額			円 65,914

第7表 住居手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

任命権者 区分		知事	教委	警察	計
受給者		人 1,514	人 3,812	人 1,559	人 6,885
手当月額 13,000 円以下の受給者		4	6	3	13
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者		471	1,592	563	2,626
30,000 円の受給者		1,039	2,214	993	4,246
借家・借間に係る受給者 1 人当たり平均手当月額		円 28,599	円 28,209	円 28,682	円 28,402

配偶者等の居住 する借家・借間	受給者	人 5	人 1	人 4	人 10
	平均手当月額	円 14,300	円 15,000	円 15,000	円 14,650

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

任命権者 区分		知事	教委	警察	計
受給者		人 4,419	人 14,184	人 5,725	人 24,328
交通機関等のみ 利用者		2,305	518	1,068	3,891
交通用具のみ使用者		1,383	13,137	4,155	18,675
交通機関等・ 交通用具 併用者		731	529	502	1,762
非受給者		689	1,480	1,081	3,250
計		5,108	15,664	6,806	27,578
受給者1人当たりの 平均手当月額		円 24,925	円 10,679	円 15,434	円 14,386

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分 利用方法		通勤手当受給者 (駐車場等含)	通勤手当受給者 (駐車場等除)	支給限度額超過者
交通機関等 利用者	利 用 人 員	3,891 人	3,891 人	0 人
	平 均 運 賃 額	26,672 円	26,672 円	- 円
	平均手当月額	26,672 円	26,672 円	- 円
	充 当 率	100.0 %	- %	- %
交 通 用 具 使 用 者	利 用 人 員	18,675 人	18,675 人	0 人
	平 均 所 要 額	8,684 円	8,684 円	- 円
	平均手当月額	8,684 円	8,684 円	- 円
	充 当 率	100.0 %	- %	- %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利 用 人 員	1,762 人	1,762 人	0 人
	平 均 所 要 額	47,687 円	47,378 円	- 円
	平均手当月額	47,687 円	47,378 円	- 円
	充 当 率	100.0 %	- %	- %
計	利 用 人 員	24,328 人	24,328 人	0 人
	平 均 所 要 額	14,386 円	14,364 円	- 円
	平均手当月額	14,386 円	14,364 円	- 円
	充 当 率	100.0 %	- %	- %

- (注) 1 通勤手当受給者(駐車場等含)欄の平均所要額の算出において、職員の給与に関する条例第11条第2項第6号、静岡県教職員の給与に関する条例第12条第2項第6号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の2第2項第6号(以下「給与条例第11条第2項第6号等」という。)に係る駐車場等を利用した場合の駐車場所要額は、給与条例第11条第2項第6号等の規定による通勤手当の額を用いている。
- 2 通勤手当受給者(駐車場等除)欄の平均所要額及び平均手当月額には、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員が利用する場合の駐車料金相当額を含み、給与条例第11条第2項第6号等に係る駐車場等に係る通勤手当額は含まない。
- 3 通勤手当受給者とは、通勤手当を受給する全ての者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額、交通用具使用分相当額及び1に掲げる駐車場所要額又は2に掲げる駐車料金相当額の合計が150,000円を超える者である。
- 4 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額(平均手当月額)を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。
- 5 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額、交通用具使用分相当額及び1に掲げる駐車場所要額又は2に掲げる駐車料金相当額の合計の平均額である。

その3 駐車場等に係る通勤手当

住居側区間受給者	利用人員 平均手当額	43人 1,688円
勤務公署側区間受給者	利用人員 平均手当額	173人 2,647円
住居側区間及び 勤務公署側区間受給者	利用人員 平均手当額	3人 4,420円

- (注) 1 住居側区間受給者とは、職員の住居と当該住居の最寄りの駅との間(以下「住居側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用して駐車場等に係る通勤手当を受給する者であり、3に掲げる者を含まない。
- 2 勤務公署側区間受給者とは、勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間(以下「勤務公署側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用して駐車場等に係る通勤手当を受給する者であり、3に掲げる者を含まない。
- 3 住居側区間及び勤務公署側区間受給者とは、住居側区間及び勤務公署側区間の通勤が不便であるため自動車等を使用して駐車場等に係る通勤手当を受給する者である。

その4 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
	人	人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	590	90	1,168	1,848	2.0
3 " 5 "	457	207	3,059	3,723	3.5
5 " 10 "	157	258	5,715	6,130	6.8
10 " 15 "	17	110	3,075	3,202	11.7
15 " 20 "	1	61	1,793	1,855	16.9
20 " 30 "		43	1,940	1,983	24.0
30 " 40 "	1	17	889	907	33.5
40 " 50 "		4	326	330	44.3
50 " 60 "			203	203	54.2
60km 以上のもの		1	255	256	70.2
計	1,223	791	18,423	20,437	12.2

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二輪車等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二輪車等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
363	57	1,055	1,475	227	33	113	373
302	160	2,863	3,325	155	47	196	398
132	219	5,554	5,905	25	39	161	225
16	104	3,030	3,150	1	6	45	52
1	60	1,780	1,841		1	13	14
	43	1,919	1,962			21	21
1	17	797	815			92	92
	3	130	133		1	196	197
		45	45			158	158
		24	24		1	231	232
815	663	17,197	18,675	408	128	1,226	1,762

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和7年職員給与等実態調査)

区 分		令和7年4月 (A)	平成27年4月 (B)	(A)－(B)	(A)／(B)
知 事 部 局		人 5,150	人 5,380	人 △ 230	% 95.7
	うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,285	4,534	△ 249	94.5
	うち医療職給料表関係	395	395	0	100.0
教 育 委 員 会		15,706	23,611	△ 7,905	66.5
	うち高等学校等教育職 給料表関係	5,939	6,439	△ 500	92.2
	うち中学校小学校教育職 給料表関係	8,587	15,561	△ 6,974	55.2
警 察 本 部		6,807	6,879	△ 72	99.0
	うち公安職給料表関係	6,067	6,127	△ 60	99.0
企 業 局		118	117	1	100.9
が ん セ ン タ ー 局		1,074	890	184	120.7
計		28,855	36,877	△ 8,022	78.2

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第 10 表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員
(令和 7 年職員給与等実態調査)

1 暫定再任用職員 (フルタイム勤務)

給 料 表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行 政 職 給 料 表	人 265	人	人	人 239	人	人 14	人 5	人 5	人 1	人 1	人
研 究 職 給 料 表	3			2	1						
医 療 職 給 料 表 (2)	10				9		1				
医 療 職 給 料 表 (3)	5				5						
福 祉 職 給 料 表	337	8	329								
高等学校等教育職給料表	454		454								
中学校小学校教育職給料表	2		2								
行 政 職 給 料 表 (2)	25		25								
合 計	1,101										
6 0 歳											
6 1 歳	366										
6 2 歳	297										
6 3 歳	258										
6 4 歳	180										

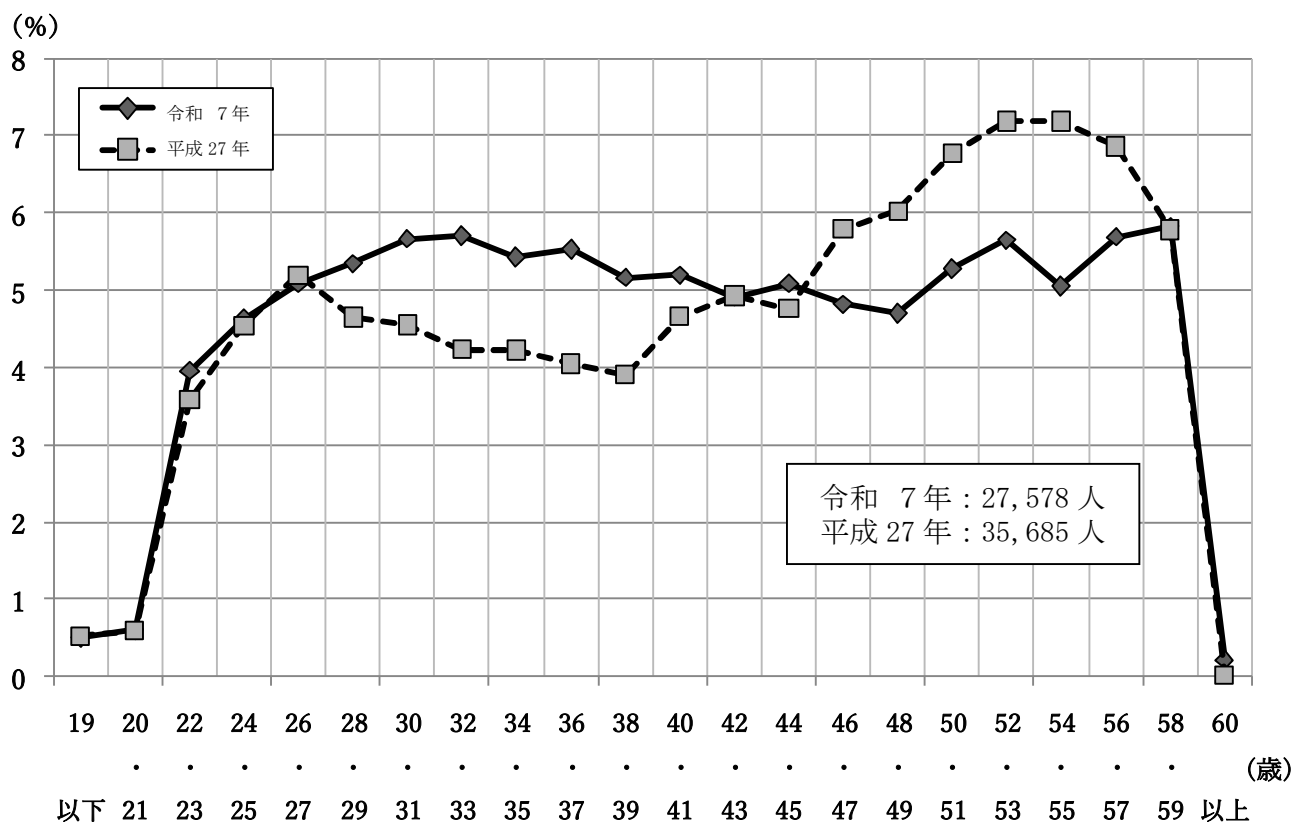
(注) 該当人員のいる給料表のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員

給 料 表	区分	級 計	1	2	3	4	5	6
行 政 職 給 料 表	暫定	人 9	人	人	人 3	人 6	人	人
	定年前	1			1			
高等学校等教育職給料表	暫定	245		245				
	定年前	20		20				
中学校小学校教育職給料表	暫定	106		106				
	定年前	23		23				
公 安 職 給 料 表	暫定	35				30	5	
	定年前	8				5	3	
行 政 職 給 料 表 (2)	暫定	1	1					
	定年前	0						
合 計	暫定	396						
	定年前	52						
6 0 歳	定年前	52						
6 1 歳	暫定	87						
6 2 歳	暫定	81						
6 3 歳	暫定	112						
6 4 歳	暫定	116						

第 11 表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和 7 年と平成 27 年との比較）

（令和 7 年職員給与等実態調査）



（注） 職員数は、第 2 表の調査対象職員のみで比較

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,762事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種54職種の合計76職種

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により35層（静岡市10層、浜松市10層、政令市以外15層）に区分し、各層から445事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,362 人（行政職に相当する調査実人員 1,332 人）、初任給関係以外の調査職種 19,116 人（行政職に相当する調査実人員 18,234 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、131,704 人であり、行政職に相当するものは 116,809 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

（令和 7 年職種別民間給与実態調査）

企業規模 産業	静岡県						全 国（参 考）					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業計	事業所 364	事業所 67	事業所 42	事業所 51	事業所 155	事業所 49	事業所 9,598	事業所 1,769	事業所 1,230	事業所 1,193	事業所 4,016	事業所 1,390
農業、林業、漁業	1	0	0	0	1	0	23	0	0	1	9	13
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	13	1	1	0	6	5	699	130	79	75	243	172
製造業	192	24	25	30	95	18	3,983	541	541	514	1,797	590
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	59	14	7	9	22	7	1,703	342	235	218	660	248
卸売業、小売業	18	3	1	2	6	6	763	132	111	117	327	76
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	18	4	5	3	6	0	357	136	66	40	101	14
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	63	21	3	7	19	13	2,070	488	198	228	879	277

（注） 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が 6 所、調査不能の事業所が 75 所あった。

2 調査対象事業所 445 所から企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所 6 所を除いた 439 所に占める調査完了事業所 364 所の割合（調査完了率）は、82.9%

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 13 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計 (100 人以上)	500 人以上	100 人以上 500 人未満	【参考】 50 人以上 100 人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	円 * 261,698	円 * 277,239	円 * 226,474	円 —
		大学卒	239,106	246,825	222,015	* 212,851
		短大卒	209,119	* 222,172	202,576	198,000
		高校卒	200,141	197,806	202,382	* 181,843
	新卒技術者	大学院修士課程修了	280,214	283,849	246,419	—
		大学卒	248,286	256,507	228,403	* 221,479
		短大卒	212,783	* 227,062	200,676	* 184,866
		高校卒	199,274	200,542	191,663	* 179,752
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	279,403	283,624	243,903	—
		大学卒	244,190	252,251	225,455	216,539
		短大卒	210,553	224,465	201,924	196,558
		高校卒	199,408	200,282	195,909	180,374
その他	新卒研究員	大学卒	* 239,600	* 239,600	—	—
	準新卒医師	大学卒	* 327,800	* 327,800	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 204,290	* 204,290	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	* 216,000	—	* 216,000	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が 10 人以下であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

3 「準新卒」とは、令和 6 年度中に資格免許を取得し、令和 7 年 4 月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については令和 4 年 3 月又は令和 5 年 3 月に大学卒業後、免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、令和 7 年 4 月までの間に採用された者（令和 6 年 4 月採用者を除く）に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	32	53.1	755,007	1,872	753,135	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	21	53.5	766,162	853	765,309	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	10	52.2	729,989	4,309	725,680	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	工 場 長	41	54.6	697,119	7,150	689,969	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	19	54.3	752,399	15,449	736,950	
	短 大 卒	6	54.2	576,141	431	575,710	
	高 校 卒	14	55.2	685,992	0	685,992	
	中 学 卒	2	55.0	560,430	0	560,430	
	事務部長	530	53.7	710,612	1,794	708,818	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	402	53.5	726,271	2,140	724,131	
	短 大 卒	35	54.1	686,642	1,920	684,722	
	高 校 卒	93	54.7	654,587	359	654,228	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術部長	361	53.4	735,463	1,507	733,956	同 上
	大 学 卒	272	52.9	755,384	1,286	754,098	
	短 大 卒	35	55.0	723,098	1,084	722,014	
	高 校 卒	51	54.6	649,788	2,987	646,801	
	中 学 卒	3	56.7	663,745	0	663,745	
	事務部次長	285	51.9	650,601	8,140	642,461	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（部長－課長間）
	大 学 卒	251	51.5	672,185	8,215	663,970	
	短 大 卒	7	52.8	523,915	8,309	515,606	
	高 校 卒	27	54.9	509,273	7,470	501,803	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術部次長	168	52.8	641,523	3,557	637,966	同 上
	大 学 卒	130	52.6	653,831	2,955	650,876	
	短 大 卒	18	53.7	629,173	5,539	623,634	
	高 校 卒	19	52.6	598,126	4,843	593,283	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務課長	1,355	49.9	600,924	7,118	593,806	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	927	48.9	620,236	8,241	611,995	
	短 大 卒	106	52.6	566,426	4,865	561,561	
	高 校 卒	319	52.2	554,046	4,433	549,613	
	中 学 卒	3	50.5	512,752	5,786	506,966	
	技術課長	1,133	49.6	611,634	8,597	603,037	同 上
	大 学 卒	748	49.0	621,258	8,340	612,918	
	短 大 卒	96	50.6	619,211	6,035	613,176	
	高 校 卒	288	51.1	582,341	9,325	573,016	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

（注）「*」は、調査実人員が1人であることを示す（以下本表において同じ。）。

「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額		(A) - (B)	備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下 4 人以上を 有する者、職能資格等が 同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	412	48.5	542,485	30,254	512,231	
	短 大 卒	281	46.7	548,266	36,167	512,099	
	高 校 卒	37	52.7	515,486	21,221	494,265	
	中 学 卒	94	53.1	532,299	14,165	518,134	
		-	-	-	-	-	同 上
	技術課長代理	290	48.5	544,277	51,148	493,129	
	大 学 卒	187	47.6	560,277	51,829	508,448	
	短 大 卒	35	49.6	522,438	39,174	483,264	
	高 校 卒	68	50.1	515,990	55,092	460,898	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	1,147	46.1	485,630	61,737	423,893	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	690	44.1	487,268	64,248	423,020	
	短 大 卒	142	48.5	461,248	60,078	401,170	
	高 校 卒	312	49.8	490,263	56,851	433,412	
	中 学 卒	3	49.7	563,508	51,369	512,139	
	技術係長	1,290	46.5	551,679	95,212	456,467	同 上
	大 学 卒	680	43.8	548,601	98,537	450,064	
	短 大 卒	111	47.5	507,824	70,839	436,985	
	高 校 卒	482	50.4	564,355	94,922	469,433	
	中 学 卒	17	52.1	582,866	95,787	487,079	
	事務主任	1,172	43.6	420,878	57,211	363,667	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	660	40.7	413,766	55,821	357,945	
	短 大 卒	128	48.2	425,311	52,625	372,686	
	高 校 卒	382	46.9	431,901	61,076	370,825	
	中 学 卒	2	43.1	383,124	110,087	273,037	
	技術主任	1,253	43.4	457,272	89,037	368,235	同 上
	大 学 卒	566	41.0	447,414	84,620	362,794	
	短 大 卒	146	43.5	457,881	89,719	368,162	
	高 校 卒	514	46.5	468,330	94,183	374,147	
	中 学 卒	27	48.2	522,742	111,786	410,956	
	事務係員	4,103	39.6	353,967	34,746	319,221	
	大 学 卒	2,171	35.9	368,194	38,304	329,890	
	短 大 卒	550	45.8	344,296	30,940	313,356	
	高 校 卒	1,361	43.2	334,881	30,454	304,427	
	中 学 卒	21	44.0	311,499	26,727	284,772	
	技術係員	3,706	35.8	372,440	46,732	325,708	
	大 学 卒	1,967	35.1	387,040	45,974	341,066	
	短 大 卒	358	42.5	378,787	48,845	329,942	
	高 校 卒	1,362	35.5	351,208	46,997	304,211	
	中 学 卒	19	46.7	387,206	76,987	310,219	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下 2 から 4 において同じ。）。

「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下 2 から 4 において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	28 人	53.6 歳	777,794 円	738 円	777,056 円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	20	53.2	773,270	932	772,338	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	8	54.6	790,612	190	790,422	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	30	54.8	729,992	4,835	725,157	構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	14	54.6	816,775	10,065	806,710	
	短 大 卒	6	54.2	576,141	431	575,710	
	高 校 卒	9	55.5	695,282	0	695,282	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	336	53.6	765,335	1,502	763,833	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	258	53.5	777,719	1,662	776,057	
	短 大 卒	23	54.8	745,385	2,162	743,223	
	高 校 卒	55	53.7	713,368	501	712,867	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	257	53.4	774,290	1,635	772,655	同 上
	大 学 卒	202	53.0	785,779	1,311	784,468	
	短 大 卒	20	55.0	784,224	1,207	783,017	
	高 校 卒	32	54.2	701,419	4,297	697,122	
	中 学 卒	3	56.7	663,745	0	663,745	
	事務部次長	202	51.6	689,687	10,222	679,465	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職 (部長－課長間) 同 上
	大 学 卒	183	51.4	702,744	9,665	693,079	
	短 大 卒	4	50.8	570,363	20,438	549,925	
	高 校 卒	15	55.0	556,564	14,678	541,886	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	114	53.4	667,226	3,122	664,104	同 上
	大 学 卒	89	53.0	673,583	2,968	670,615	
	短 大 卒	9	55.5	690,040	540	689,500	
	高 校 卒	15	53.1	629,465	6,174	623,291	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務課長	896	49.9	636,944	6,744	630,200	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	651	48.9	650,195	7,891	642,304	
	短 大 卒	51	53.0	613,356	3,476	609,880	
	高 校 卒	193	52.6	593,773	3,254	590,519	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長	818	49.7	638,967	6,501	632,466	同 上
	大 学 卒	544	49.0	647,721	5,583	642,138	
	短 大 卒	57	50.4	655,952	4,533	651,419	
	高 校 卒	216	51.4	608,816	8,533	600,283	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が 同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	275	48.1	578,464	36,716	541,748	
	短 大 卒	196	46.7	577,311	42,385	534,926	
	高 校 卒	18	51.6	571,851	8,504	563,347	
	中 学 卒	61	52.7	584,472	21,385	563,087	
	技術課長代理	196	48.3	567,050	53,146	513,904	同 上
	大 学 卒	129	47.3	584,904	55,312	529,592	
	短 大 卒	15	48.0	576,090	24,343	551,747	
	高 校 卒	52	50.6	524,474	57,131	467,343	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	810	46.2	517,054	70,084	446,970	係の長及び係長級専 門職
	大 学 卒	491	43.8	511,794	71,483	440,311	
	短 大 卒	86	48.4	504,575	73,032	431,543	
	高 校 卒	230	50.9	532,369	66,309	466,060	
	中 学 卒	3	49.7	563,508	51,369	512,139	
	技術係長	930	46.8	570,414	100,483	469,931	同 上
	大 学 卒	460	44.0	565,291	103,100	462,191	
	短 大 卒	53	46.9	553,394	80,443	472,951	
	高 校 卒	403	50.6	579,679	99,645	480,034	
	中 学 卒	14	52.5	595,508	98,119	497,389	
	事務主任	817	43.6	442,854	66,987	375,867	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	469	40.8	432,569	65,854	366,715	
	短 大 卒	78	47.9	451,758	64,281	387,477	
	高 校 卒	269	47.3	458,714	69,869	388,845	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	798	43.5	470,943	97,630	373,313	同 上
	大 学 卒	327	41.1	456,642	92,075	364,567	
	短 大 卒	85	42.4	487,092	106,190	380,902	
	高 校 卒	360	47.0	484,996	102,932	382,064	
	中 学 卒	26	48.1	523,600	111,878	411,722	
事務係員	2,583	39.6	368,626	38,780	329,846	同 上	
大 学 卒	1,392	35.8	377,184	41,662	335,522		
短 大 卒	322	46.1	363,002	35,325	327,677		
高 校 卒	857	44.0	356,142	35,022	321,120		
中 学 卒	12	44.1	330,002	39,025	290,977		
技術係員	2,553	35.6	379,929	48,211	331,718	同 上	
大 学 卒	1,312	35.1	395,833	47,152	348,681		
短 大 卒	206	43.0	401,423	55,286	346,137		
高 校 卒	1,023	34.9	355,781	47,965	307,816		
中 学 卒	12	48.0	414,600	91,139	323,461		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	4	50.9	646,826	7,256	639,570	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	46.4	579,809	14,512	565,297	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	11	54.2	625,885	12,168	613,717	
	大 学 卒	5	53.6	599,332	28,250	571,082	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	54.8	672,290	0	*	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事 務 部 長	194	54.0	612,010	2,320	609,690	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	144	53.5	625,567	3,076	622,491	
	短 大 卒	12	52.6	568,145	1,433	566,712	
	高 校 卒	38	55.9	579,850	179	579,671	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技 術 部 長	104	53.6	613,759	1,103	612,656	
	大 学 卒	70	52.6	636,223	1,191	635,032	
	短 大 卒	15	55.0	584,755	805	583,950	
	高 校 卒	19	55.2	573,099	1,041	572,058	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	83	52.7	553,779	2,981	550,798	
	大 学 卒	68	52.0	581,053	3,888	577,165	
	短 大 卒	3	54.3	492,096	0	492,096	
	高 校 卒	12	54.8	461,887	248	461,639	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	54	51.3	576,363	4,660	571,703	同 上
	大 学 卒	41	51.6	604,719	2,921	601,798	
	短 大 卒	9	50.3	515,270	14,893	500,377	
	高 校 卒	4	50.9	484,115	0	484,115	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職
	事 務 課 長	459	50.1	512,152	8,049	504,103	
大 学 卒	276	48.8	523,861	9,391	514,470		
短 大 卒	55	52.1	506,778	6,632	500,146		
高 校 卒	126	51.5	491,938	6,276	485,662		
中 学 卒	2	53.4	530,850	0	530,850		
技 術 課 長	315	49.5	503,154	16,917	486,237	同 上	
大 学 卒	204	49.1	513,122	19,607	493,515		
短 大 卒	39	51.0	499,807	10,916	488,891		
高 校 卒	72	49.8	478,571	12,430	466,141		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		(A) - (B)	備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上
	大 学 卒	137	49.5	463,992	16,243	447,749	
	短 大 卒	85	46.7	468,640	19,285	449,355	
	高 校 卒	19	53.6	466,960	32,169	434,791	
	中 学 卒	33	53.8	452,853	3,169	449,684	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技術課長代理	94	49.0	484,614	45,914	438,700	
	大 学 卒	58	48.4	492,069	42,180	449,889	
	短 大 卒	20	51.2	464,250	55,258	408,992	
	高 校 卒	16	48.2	483,643	47,320	436,323	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職
	事務係長	337	46.0	409,010	41,545	367,465	
	大 学 卒	199	44.7	421,454	45,110	376,344	
	短 大 卒	56	48.6	400,176	41,817	358,359	
	高 校 卒	82	47.2	387,655	33,803	353,852	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技術係長	360	45.0	434,911	62,359	372,552	
	大 学 卒	220	42.4	448,635	71,203	377,432	
	短 大 卒	58	48.7	418,551	52,024	366,527	
	高 校 卒	79	48.6	415,061	48,902	366,159	
	中 学 卒	3	46.6	381,846	58,707	323,139	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	事務主任	355	43.5	370,298	34,711	335,587	
	大 学 卒	191	40.5	365,584	30,111	335,473	
	短 大 卒	50	48.6	382,276	33,659	348,617	
	高 校 卒	113	46.1	372,998	41,759	331,239	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	同 上
	技術主任	455	42.5	392,100	48,077	344,023	
	大 学 卒	239	40.6	403,542	49,177	354,365	
	短 大 卒	61	46.8	372,056	41,327	330,729	
	高 校 卒	154	43.9	381,506	48,605	332,901	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	事務係員
	事務係員	1,520	39.4	319,791	25,307	294,484	
	大 学 卒	779	36.3	344,807	29,482	315,325	
	短 大 卒	228	45.4	307,921	22,445	285,476	
	高 校 卒	504	41.4	289,912	20,788	269,124	
	中 学 卒	9	43.9	291,357	13,340	278,017	技術係員
	技術係員	1,153	37.1	330,185	38,391	291,794	
	大 学 卒	655	34.8	342,485	40,003	302,482	
	短 大 卒	152	41.1	311,661	29,743	281,918	
	高 校 卒	339	39.7	314,386	39,205	275,181	
	中 学 卒	7	42.1	293,995	28,830	265,165	

4 【参考】企業規模 50 人以上 100 人未満

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場 の長(取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	32	52.0	515,995	2,893	513,102	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	15	50.7	550,933	0	550,933	
	短 大 卒	6	46.4	531,269	16,840	514,429	
	高 校 卒	11	55.9	468,407	0	468,407	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	19	53.6	553,675	7,754	545,921	同 上
	大 学 卒	12	52.4	588,924	10,325	578,599	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	56.4	473,174	2,063	471,111	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	9	51.4	458,717	0	458,717	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長ー課長間)
	大 学 卒	4	47.6	505,855	0	505,855	
	短 大 卒	3	52.0	432,449	0	432,449	
	高 校 卒	2	56.4	415,846	0	415,846	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	8	50.4	515,720	13,223	502,497	同 上
	大 学 卒	6	49.5	511,367	4,630	506,737	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務課長	52	48.8	427,860	4,807	423,053	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	34	48.6	412,437	678	411,759	
	短 大 卒	5	50.6	455,335	0	455,335	
	高 校 卒	13	48.6	462,251	19,439	442,812	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	55	50.5	469,432	3,161	466,271	同 上
	大 学 卒	33	49.1	485,954	4,539	481,415	
	短 大 卒	8	54.8	440,208	3,331	436,877	
	高 校 卒	14	51.4	448,492	186	448,306	
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、 職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理 級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上
	大 学 卒	6	47.9	382,682	32,736	349,946	
	短 大 卒	3	50.2	397,828	1,252	396,576	
	高 校 卒	3	46.4	373,345	52,146	321,199	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	26	49.9	508,056	31,755	476,301	同 上
	大 学 卒	22	49.4	523,041	33,328	489,713	
	短 大 卒	3	52.8	358,578	34,616	323,962	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	58	46.5	394,295	39,544	354,751	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	31	44.5	410,416	52,170	358,246	
	短 大 卒	13	48.9	371,156	14,449	356,707	
	高 校 卒	13	48.6	373,273	30,934	342,339	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	65	45.2	415,444	54,674	360,770	同 上
	大 学 卒	41	42.8	425,438	52,047	373,391	
	短 大 卒	14	49.4	378,460	50,713	327,747	
	高 校 卒	10	49.5	415,979	67,862	348,117	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務主任	42	44.0	324,117	30,116	294,001	係長等のいる事業所におけ る主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	18	39.3	347,126	31,674	315,452	
	短 大 卒	15	48.5	314,229	36,727	277,502	
	高 校 卒	9	44.8	301,635	17,696	283,939	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	51	44.1	371,324	47,465	323,859	同 上
	大 学 卒	23	41.6	384,710	54,674	330,036	
	短 大 卒	16	45.7	328,379	39,147	289,232	
	高 校 卒	12	47.7	379,195	40,178	339,017	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	297	39.7	288,705	14,206	274,499	
	大 学 卒	122	36.6	295,860	14,581	281,279	
	短 大 卒	78	41.0	292,654	11,794	280,860	
	高 校 卒	95	42.0	276,871	15,926	260,945	
	中 学 卒	2	44.5	302,663	5,504	297,159	
	技術係員	235	37.4	330,326	37,168	293,158	
	大 学 卒	122	37.6	345,571	42,860	302,711	
	短 大 卒	48	39.0	310,189	31,978	278,211	
	高 校 卒	65	36.2	313,349	29,428	283,921	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
技能 ・ 労務 関係 職種	電話交換手	*	*	*	*	*	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	
	守 衛	7	53.9	409,697	13,058	396,639	
	用務員	4	51.4	284,903	18,820	266,083	
研究 関係 職種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部（課）長	51	49.7	655,604	7,116	648,488	
	研究室（係）長	22	40.1	455,966	69,346	386,620	
	主任研究員	11	38.3	388,004	44,911	343,093	
	研究員	103	34.0	376,380	50,561	325,819	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	62.5	1,415,557	12,500	1,403,057	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	7	56.4	1,524,003	88,274	1,435,729	
	医科長	10	49.0	1,225,789	160,833	1,064,956	
	医師	23	40.9	1,045,544	111,980	933,564	
	歯科医師	2	52.5	1,047,632	117,745	929,887	
	薬局長	2	48.5	559,391	130,458	428,933	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	18	38.7	452,025	90,629	361,396	
	診療放射線技師	25	38.6	391,007	50,259	340,748	
	臨床検査技師	31	36.6	369,351	56,673	312,678	
	栄養士	18	38.4	317,263	16,384	300,879	
	理学療法士	81	31.2	298,881	18,128	280,753	
	作業療法士	35	33.0	285,474	18,710	266,764	
	総看護師長	6	52.7	547,056	58,485	488,571	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	49	46.1	443,134	76,452	366,682	
	看護師	124	39.1	381,244	69,893	311,351	
	准看護師	30	46.4	330,506	63,380	267,126	

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	人 3	歳 60.4	円 744,566	円 0	円 744,566	
	大学教授	19	57.7	586,979	0	586,979	
	大学准教授	16	51.3	500,153	0	500,153	
	大学講師	13	49.2	446,744	0	446,744	
	大学助教	4	43.0	395,475	0	395,475	
	高等学校校長	3	67.9	772,745	7,356	765,389	
	高等学校教頭	12	52.0	574,522	15,320	559,202	
	高等学校教諭	116	42.2	460,936	17,075	443,861	
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定の ない総トン数 20 トン以上の船舶の 乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		運航士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	
	近 海	船長・機関長	-	-	-	-	北緯 63 度から南 緯 11 度の間及び 東経 94 度から 175 度の間の水域 を航行区域とす る総トン数 20 ト ン以上の船舶の 乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
	沿 海 ・ 平 水	甲板員・機関員	-	-	-	-	
		船長・機関長	-	-	-	-	港内又は湾内を 航行区域とする 総トン数 5 トン 以上の船舶の乗 組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	

その3 再雇用者
企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人	歳	円	円	円	その1の1企 業規模計の備 考欄参照
	3	3	60.0	610,109	1,291	608,818	
	60歳	3	－	610,109	1,291	608,818	
	事 務 ・ 技 術 部 長	65	52.6	626,770	421	626,349	
	60歳	15	－	684,757	96	684,661	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	10	63.7	535,106	533	534,573	
	60歳	2	－	610,905	0	610,905	
	事 務 ・ 技 術 課 長	123	62.6	581,152	1,694	579,458	
	60歳	25	－	634,834	4,345	630,489	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	27	63.1	458,273	1,680	456,593	
	60歳	3	－	408,632	7,566	401,066	
	事 務 ・ 技 術 係 長	31	62.7	369,088	13,443	355,645	
	60歳	2	－	398,849	8,307	390,542	
	事 務 ・ 技 術 主 任	46	63.1	332,297	36,106	296,191	
	60歳	13	－	319,071	37,097	281,974	
	事 務 ・ 技 術 係 員	856	62.4	328,952	24,396	304,556	
60歳	191	－	363,574	33,488	330,086		

（参考）県職員（行政職）と民間従業員の職務の対応

行 政 職 給 料 表	企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所
10級	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）	
9級		
8級	課 長	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）
7級		
6級	課長代理 中間職（課長－係長間）	課 長
5級		
4級	係 長	課長代理 中間職（課長－係長間）
3級		係 長
2級	主 任 中間職（係長－係員間）	主 任 中間職（係長－係員間）
1級	係 員	係 員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)
(単位：％)

学歴・企業規模			新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増 額	据置き	減 額	
静岡県	大学卒	規模計 (100 人以上)	64.2	(82.2)	(17.8)	—	35.8
		500 人以上	88.5	(87.6)	(12.4)	—	11.5
		100 人以上 500 人未満	40.4	(70.8)	(29.2)	—	59.6
		【参考】 50 人以上 100 人未満	13.1	(23.2)	(76.8)	—	86.9
	高校卒	規模計 (100 人以上)	57.0	(82.0)	(18.0)	—	43.0
		500 人以上	81.3	(86.9)	(13.1)	—	18.7
		100 人以上 500 人未満	33.2	(70.8)	(29.2)	—	66.8
		【参考】 50 人以上 100 人未満	10.6	(74.6)	(25.4)	—	89.4
全 国	大学卒	規模計 (100 人以上)	60.5	(75.5)	(24.4)	(0.1)	39.5
		500 人以上	87.5	(80.4)	(19.5)	(0.1)	12.5
		100 人以上 500 人未満	52.5	(73.1)	(26.8)	(0.2)	47.5
		【参考】 50 人以上 100 人未満	26.3	(61.0)	(37.7)	(1.3)	73.7
	高校卒	規模計 (100 人以上)	35.5	(81.4)	(18.5)	(0.1)	64.5
		500 人以上	55.8	(87.6)	(12.3)	(0.1)	44.2
		100 人以上 500 人未満	29.5	(77.8)	(22.0)	(0.2)	70.5
		【参考】 50 人以上 100 人未満	14.8	(74.7)	(24.5)	(0.9)	85.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について回答のあった事業所(全国は本店)を対象として集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	支給する	支給しない	借家・借間居住者に対する住宅手当最高支給額の中位階層
静岡県	52.1%	47.9%	27,000 円以上 28,000 円未満
全 国	56.6%	43.4%	32,000 円以上 33,000 円未満

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 17 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	支給する	支給形態				支給しない
		運賃 相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
静岡県	99.2%	(13.2%)	(69.8%)	(0.3%)	(16.8%)	0.8%
全 国	97.9%	(20.7%)	(61.7%)	(1.9%)	(15.8%)	2.1%

(注) 1 支給形態の () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない (その 3 において同じ。)

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである (その 2、その 3 及びその 4 において同じ)。

その 2 距離段階別定額制を設定している民間事業所における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

		距離段階別定額制における支給月額 (円)					
静岡県	距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
	支給月額	4,230	7,568	13,913	20,200	26,521	32,446
	距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
	支給月額	38,448	45,692	52,917	59,724	66,917	

		距離段階別定額制における支給月額 (円)					
全 国	距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
	支給月額	4,134	7,287	13,616	19,872	26,162	32,418
	距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
	支給月額	38,726	47,080	53,608	59,820	66,437	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その３ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	支給する	支給形態				支給しない
		全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
静岡県	38.1%	(13.0%)	(49.5%)	(28.7%)	(8.8%)	61.9%
全 国	29.9%	(28.5%)	(41.8%)	(15.4%)	(14.4%)	70.1%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

その４ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	月額				
	3,000 円未満	3,000 円以上 4,000 円未満	4,000 円以上 5,000 円未満	5,000 円以上 6,000 円未満	6,000 円以上 7,000 円未満
静岡県	18.1%	4.1%	4.3%	39.6%	2.8%
全 国	6.0%	12.9%	5.7%	26.6%	2.4%

	月額				
	7,000 円以上 8,000 円未満	8,000 円以上 9,000 円未満	9,000 円以上 10,000 円未満	10,000 円以上 15,000 円未満	15,000 円以上
静岡県	0.0%	11.9%	0.0%	4.3%	14.9%
全 国	5.3%	6.9%	3.0%	18.9%	12.3%

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を 100 とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)
(単位：％)

	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	49.0	51.0	42.0	58.0	42.1	57.9
全 国	54.4	45.6	51.2	48.8	50.6	49.4

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 19 表 民間における定年制の状況等

その 1 定年制の状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60 歳	61 歳以上	
静岡県	100.0%	70.2%	29.8%	0.0%
全 国	99.5%	75.1%	24.3%	0.5%

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである（その 2 及びその 3 において同じ）。

その 2 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

		給与減額あり		給与減額なし
		60 歳で減額		
静岡県	課長級	66.3%	48.6%	33.7%
	非管理職	67.8%	54.4%	32.2%
全 国	課長級	48.3%	34.6%	51.7%
	非管理職	43.9%	31.0%	56.1%

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その 3 において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

その 3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	課長級	非管理職
静岡県	71.0%	70.0%
全 国	74.4%	76.5%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料

住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12÷30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和7年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 20 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 7 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	34,304 34,735 (35,770)	46,338 46,919 (48,320)	59,267 60,011 (61,800)	72,187 73,093 (75,270)	85,116 86,185 (88,750)
住居関係費	70,485 35,046 (46,760)	91,502 45,496 (60,700)	76,361 37,967 (50,660)	61,229 30,444 (40,620)	46,088 22,915 (30,570)
被服・履物費	5,326 5,484 (6,230)	3,832 3,946 (4,480)	6,104 6,285 (7,140)	8,376 8,624 (9,800)	10,646 10,961 (12,450)
雑費Ⅰ	20,534 27,916 (25,660)	30,094 40,913 (37,610)	41,911 56,977 (52,370)	53,715 73,025 (67,120)	65,531 89,089 (81,890)
雑費Ⅱ	16,360 11,884 (10,640)	26,635 19,348 (17,320)	34,846 25,313 (22,660)	43,067 31,284 (28,010)	51,278 37,249 (33,350)
合計	147,009 115,065 (125,060)	198,401 156,622 (168,430)	218,489 186,553 (194,630)	238,574 216,470 (220,820)	258,659 246,399 (247,010)

(注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段()内は全国の金額である。

2 勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第 21 表 家計指標の推移

年 月			令和 6 年					
項 目			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3. 23	3. 48	3. 48	3. 46	3. 54	
		うち平均有業人員 (人)	1. 92	1. 89	1. 91	1. 89	1. 89	
		実 収 入 (円)	577, 189	521, 531	1, 058, 692	781, 765	553, 270	
		消費支出	金 額 (円)	330, 453	336, 990	315, 320	308, 514	353, 618
		前年同月比(名目) (%)	△ 3. 6	3. 2	6. 7	△ 13. 7	10. 6	
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2. 90	3. 13	3. 15	3. 11	3. 11	
		うち平均有業人員 (人)	1. 40	1. 42	1. 41	1. 43	1. 46	
		消費支出	金 額 (円)	317, 584	334, 614	319, 295	307, 780	357, 031
		前年同月比(名目) (%)	△ 2. 0	8. 0	12. 4	△ 7. 7	27. 1	
浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3. 14	3. 09	3. 43	3. 37	3. 25	
		うち平均有業人員 (人)	1. 97	1. 89	1. 91	1. 87	1. 83	
		実 収 入 (円)	551, 235	479, 344	906, 231	785, 023	544, 676	
		消費支出	金 額 (円)	336, 958	307, 063	295, 011	326, 661	358, 065
		前年同月比(名目) (%)	1. 2	1. 9	△ 6. 9	△ 16. 3	△ 6. 9	
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2. 89	2. 82	3. 08	3. 07	2. 91	
		うち平均有業人員 (人)	1. 57	1. 50	1. 63	1. 59	1. 50	
		消費支出	金 額 (円)	313, 575	291, 771	279, 214	293, 771	306, 541
		前年同月比(名目) (%)	6. 0	4. 7	△ 6. 6	△ 11. 4	△ 6. 0	
全国	勤労者世帯	消費支出	金 額 (円)	345, 020	318, 560	300, 228	312, 568	318, 764
		前年同月比(名目) (%)	3. 2	2. 2	0. 6	2. 0	2. 3	
		前年同月比(実質) (%)	0. 3	△ 1. 1	△ 2. 6	△ 1. 2	△ 1. 2	
	全世帯	消費支出	金 額 (円)	313, 300	290, 328	280, 888	290, 931	297, 487
		前年同月比(名目) (%)	3. 4	1. 4	1. 9	3. 3	1. 5	

(注) 総務省統計局の家計調査による。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.28	3.34	3.13	3.11	3.03	3.07	3.12	2.99	3.01
1.82	1.90	1.83	1.75	1.81	1.79	1.74	1.75	1.83
548,808	620,166	502,015	1,224,201	518,040	589,525	502,503	573,999	471,100
379,663	330,180	315,695	340,634	348,585	356,941	313,549	383,879	347,568
23.8	10.6	4.0	△ 11.5	8.9	7.5	△ 33.3	16.2	3.1
2.92	2.96	2.83	2.83	2.83	2.89	2.89	2.83	2.77
1.38	1.47	1.40	1.34	1.39	1.38	1.33	1.32	1.36
309,958	317,710	307,875	401,710	315,689	343,646	292,783	332,024	292,869
8.3	9.2	13.8	20.0	16.8	19.0	△ 21.4	4.5	△ 12.5
3.29	3.39	3.37	3.25	3.33	3.35	3.41	3.40	3.38
1.88	1.87	1.85	2.00	1.89	2.00	1.97	1.93	1.94
524,567	582,987	487,926	1,234,105	514,868	593,226	511,460	584,305	519,091
284,772	336,974	302,909	353,996	361,933	327,268	296,951	368,112	338,154
△ 5.0	15.2	16.7	△ 7.4	△ 6.0	5.9	△ 35.5	9.2	10.1
3.00	3.12	3.11	2.98	2.95	2.96	2.99	2.94	2.94
1.59	1.61	1.59	1.57	1.52	1.61	1.51	1.45	1.49
296,443	312,028	281,257	331,205	301,003	273,568	282,643	321,231	292,283
10.5	7.4	△ 14.3	△ 3.0	△ 8.0	△ 2.1	△ 30.1	2.4	0.2
308,417	327,613	316,535	379,200	331,341	313,977	382,959	363,182	351,466
△ 1.1	△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3	10.3
△ 3.9	△ 3.4	1.5	4.3	1.1	△ 2.2	3.8	1.2	6.1
287,963	305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717	316,085
1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0	8.9

4 労働経済関係資料

第 22 表 労働経済指標

年 月					令和 6 年				
項 目					4 月	5 月	6 月	7 月	
賃 金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	291,000	285,670	288,079	287,928	
				前年同月比 (%)	1.1	1.5	0.8	0.9	
			うち 所定内給与	金 額 (円)	264,785	260,974	263,309	263,205	
				前年同月比 (%)	1.2	1.3	1.2	1.3	
			一般労働者	金 額 (円)	309,474	307,935	309,467	310,532	
				前年同月比 (%)	△ 0.1	0.6	0.2	1.3	
			うち 所定外給与	金 額 (円)	26,215	24,696	24,770	24,723	
				前年同月比 (%)	△ 0.5	2.2	△ 3.9	△ 3.1	
			一般労働者	金 額 (円)	33,195	31,653	31,638	31,808	
				前年同月比 (%)	△ 1.0	2.8	△ 4.2	△ 1.5	
			全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	316,529	315,038	317,112	317,490
					前年同月比 (%)	1.8	2.3	2.4	2.4
				うち 所定内給与	金 額 (円)	291,329	290,826	292,818	292,893
					前年同月比 (%)	2.2	2.6	2.7	2.8
				一般労働者	金 額 (円)	348,049	347,362	349,253	350,296
					前年同月比 (%)	2.0	2.6	2.4	2.7
		うち 所定外給与		金 額 (円)	25,200	24,212	24,294	24,597	
				前年同月比 (%)	△ 2.1	0.1	0.0	△ 0.8	
		一般労働者	金 額 (円)	32,056	30,832	30,898	31,357		
			前年同月比 (%)	△ 2.1	0.5	△ 0.2	△ 0.7		
物 価	消費者 物価指数 (総務省統計局) (令和 2 年＝ 100)	静岡市		前年同月比 (%)	2.4	3.0	3.1	2.9	
		浜松市		前年同月比 (%)	2.8	3.2	3.3	2.9	
		全 国		前年同月比 (%)	2.5	2.8	2.8	2.8	
		国内企業物価指数 (日本銀行) (令和 2 年＝100)		前年同月比 (%)	1.2	2.3	2.6	3.1	
(厚生労働省・毎月勤労統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総 実 労 働 時 間 数 (時間)		153.0	145.9	151.1	150.0	
			うち所定外労働時間数(時間)		13.8	13.1	12.9	12.6	
		全国	総 実 労 働 時 間 数 (時間)		147.5	143.6	145.6	148.0	
			うち所定外労働時間数(時間)		12.2	11.5	11.6	11.8	
雇用・その他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)		1.15	1.12	1.11	1.11	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)		1.26	1.25	1.24	1.25	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)		2.6				
		全 国	月 別 (%)		2.6	2.6	2.5	2.6	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模 30 人以上の数値である。
2 賃金の前年同月比(%)は、指数 (令和 2 年=100) によるものである。
3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
287, 279	291, 430	291, 232	295, 426	292, 518	288, 867	288, 622	287, 614	293, 981	294, 595
1. 4	2. 2	1. 2	2. 3	1. 7	1. 4	1. 8	0. 8	1. 0	3. 1
262, 642	266, 548	265, 506	268, 685	266, 811	263, 573	262, 113	261, 871	268, 446	270, 204
1. 5	2. 8	1. 8	2. 7	2. 2	1. 5	1. 4	0. 9	1. 4	3. 6
308, 660	310, 251	312, 953	314, 351	316, 812	311, 537	314, 985	314, 695	321, 450	321, 001
1. 0	1. 0	1. 3	0. 7	1. 7	2. 1	3. 7	3. 8	3. 9	4. 2
24, 637	24, 882	25, 726	26, 741	25, 707	25, 294	26, 509	25, 743	25, 535	24, 391
△ 0. 6	△ 5. 2	△ 5. 2	△ 1. 5	△ 4. 8	0. 7	7. 3	0. 2	△ 2. 6	△ 1. 2
31, 349	31, 166	32, 938	34, 142	33, 094	32, 061	34, 562	33, 371	33, 238	31, 473
0. 4	△ 6. 6	△ 4. 9	△ 2. 5	△ 4. 8	1. 3	9. 5	3. 4	0. 1	△ 0. 6
315, 918	316, 549	319, 057	319, 881	319, 913	314, 095	313, 462	316, 657	323, 962	321, 399
2. 7	2. 5	2. 5	2. 8	2. 8	2. 5	1. 7	1. 4	2. 3	2. 0
291, 386	292, 542	293, 590	293, 859	294, 316	289, 935	289, 013	291, 902	298, 405	296, 908
2. 9	2. 9	2. 8	3. 0	3. 0	2. 6	1. 7	1. 6	2. 4	2. 1
348, 549	350, 304	351, 843	351, 568	352, 780	349, 570	349, 435	352, 456	358, 881	355, 995
2. 7	2. 8	3. 0	2. 8	2. 8	3. 0	2. 6	2. 5	3. 1	2. 5
24, 532	24, 007	25, 467	26, 022	25, 597	24, 160	24, 449	24, 755	25, 557	24, 491
1. 5	△ 1. 5	0. 2	1. 2	0. 9	2. 1	2. 4	△ 0. 6	1. 4	1. 1
31, 248	30, 561	32, 603	33, 297	32, 722	30, 954	31, 521	31, 850	32, 753	31, 269
1. 4	△ 1. 7	0. 9	1. 1	0. 8	2. 5	3. 3	0. 2	2. 1	1. 4
3. 4	2. 7	2. 3	3. 2	4. 1	4. 4	3. 9	3. 7	3. 2	3. 1
3. 4	2. 7	2. 6	3. 1	4. 0	4. 0	3. 9	3. 7	3. 4	3. 0
3. 0	2. 5	2. 3	2. 9	3. 6	4. 0	3. 7	3. 6	3. 6	3. 5
2. 6	3. 1	3. 7	3. 8	4. 0	4. 2	4. 3	4. 3	4. 1	3. 3
140. 6	146. 2	148. 9	153. 9	145. 7	139. 5	141. 3	139. 8	147. 0	142. 0
11. 8	13. 1	12. 6	13. 9	12. 9	11. 9	12. 5	12. 4	13. 2	12. 5
138. 3	139. 5	146. 7	146. 4	142. 2	135. 0	135. 6	138. 1	145. 4	140. 5
10. 8	11. 5	12. 2	12. 1	11. 7	11. 1	11. 4	11. 8	12. 0	11. 3
1. 12	1. 12	1. 11	1. 09	1. 08	1. 10	1. 09	1. 09	1. 10	1. 08
1. 24	1. 25	1. 25	1. 25	1. 25	1. 26	1. 24	1. 26	1. 26	1. 24
1. 9	2. 0			2. 2			2. 2		
2. 5	2. 4	2. 5	2. 5	2. 5	2. 5	2. 4	2. 5	2. 5	2. 5

5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額を基に給与水準を比較したラスパイレス指数は、令和6年4月1日現在、本県は、第23表のとおり102.2で全国第1位となっている。しかしながら、第24表のとおり、諸手当を加えた平均給与月額においては全国第6位にある。

第23表 ラスパイレス指数の全国順位

(総務省 令和6年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	静岡県	42.7	102.2
2	三重県	43.5	101.1
3	愛知県	41.5	101.0
4	広島県	43.3	100.9
5	福岡県	41.8	100.8
6	東京都	42.5	100.5
6	山梨県	42.8	100.5
参考	国	42.1	100.0

(注) ラスパイレス指数は、次ページの説明を参照

第24表 平均給与月額による全国順位

(総務省 令和6年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	42.5	400,180円
2	神奈川県	42.8	382,894円
3	愛知県	41.5	377,124円
4	兵庫県	43.2	376,521円
5	大阪府	41.6	372,599円
6	静岡県	42.7	371,183円
7	三重県	43.5	369,713円
参考	国	42.1	405,378円

第25表 平均給与月額の状況

(総務省 令和6年地方公務員給与実態調査結果)

団体	静岡県	国
平均年齢	42.7歳	42.1歳
平均給与月額	371,183円	405,378円
平均給料月額	333,500円	323,823円
諸手当	37,683円	81,555円
地域手当	13,500円	44,134円
その他手当	24,183円	37,421円

- (注) 1 平均給与月額とは、給料月額と月ごとに支払われる地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。
- 2 諸手当のうち地域手当は、東京都の特別区の20%を最大に、地域によって支給率が異なり(20～0%)、本県は県内については一律3.7%を支給している。
- 3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる(所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)

(ラスパイレス指数の課題)

ラスパイレス指数は、地方公共団体における学歴、経験年数区分別の平均給料月額を算定し、各区分に該当する国の職員数を乗じて得た総和を、国の実俸給総額で除して得た指数である。したがって、国と地方の学歴別、経験年数別職員構成の違いや、人材登用の考え方などにより、ラスパイレス指数は影響を受けるものである。

学歴別 経験年数	国家公務員			地方公務員			
	職員数 a	平均俸給月額 b	総額 a×b	平均給料月額 c	総額 a×c	職員数 d	総額 c×d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数 $4,030 / 4,000 \times 100 = 100.75$

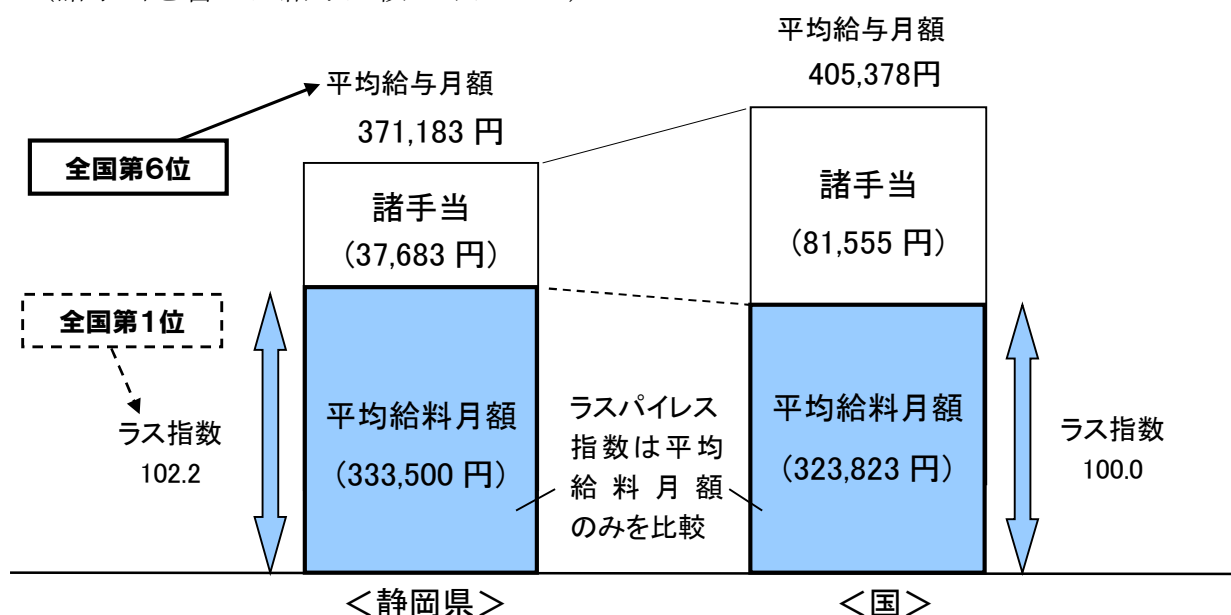
実際の支給総額

このほか、次のような事項が課題として挙げられる。

- ・地方公共団体は全職員を対象としているが、国は事務次官や局長などの指定職を外して比較している。
- ・基本給のみの比較であり、地域手当や国の本府省業務調整手当など毎月支給される諸手当は含まれていない。

このようなことから、国や他の地方公共団体の職員との給与水準の比較を行う場合は、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を含めた平均給与月額によって比較することも必要である。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



6 人事院勧告の概要

令和7年8月7日

令和7年 人事院勧告・報告の概要



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円(3.62%)を解消するため次のとおり改定

※いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】 242,000円(+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円(+5.5%、+12,000円)
【一般職(高卒)】 200,300円(+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳: 俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返し分(*) 1,399円 ※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- 民間の支給割合 4.65月
- 公務の平均支給月数 現行 4.60月
- 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
		令和7年度	8年度
期末手当	1.25月(支給済み)	1.25月(現行1.25月)	1.2625月
勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.05月(現行1.05月)	1.0625月
以降			

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

2

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し

- ・ 支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
- ・ 本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】
(指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

	職務の級	手当額 (円)	
		現行	見直し後
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置 (特勤勤務手当等の見直し)

《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》

- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
- ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等を次のとおり見直し
 - (1) 特勤勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止
 - ・ 特勤勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・ 特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - (2) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
- ※ そのほか、①特勤官署等の指定の見直し、②特勤勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施
- ▶ その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

3

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当

《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

- ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当

《令和7年4月実施》

- ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直: +300円 医師当直: +1,500円)

地域手当

《令和8年4月実施》

- ▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月～)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

4

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

- ▶ 人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていく必要
- ▶ 特に政策の企画立案等の業務は、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題
- ▶ 給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組を更に強化する必要
- ▶ 人事行政諮問会議の最終提言で、まずは政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象に、給与・人事評価・任用の在り方を一体的に見直す必要性について指摘

優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討

新たな人事制度の方向性

- ▶ 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ
 - ・ 高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要
 - ・ 業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し
- ▶ 特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、次の事項を一体的に検討

職務・職責をより重視した給与体系

- 例えば、
- ・ 役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成
 - ・ 時々の職務・職責の変化に応じ水準調整が可能な仕組み
 - ・ 参照すべき民間企業の業種・規模等の水準を踏まえた給与

勤務時間・任用等

- ・ 時間に縛られない働き方の導入
- ・ メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方

- ▶ 令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告

※ 令和7年においても、職務・職責をより重視した給与を実現し、給与上の各課題に速やかに対処する観点から先行して「本年の給与勧告のポイント②③」の見直しを実施

5